

品川区立荏原平塚総合区民会館指定管理者候補者選定委員会設置要綱

制定 平成24年7月9日区長決定

要綱第189号

改正 平成27年2月9日部長決定

要綱第45号

(設置)

第1条 品川区立荏原平塚総合区民会館（以下「会館」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の指定を公平かつ適正に選定するため、品川区立荏原平塚総合区民会館指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文化スポーツ振興部長
- (2) 文化スポーツ振興部文化観光課長
- (3) 文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
- (4) 子ども未来部保育課長
- (5) 企画部企画調整課長
- (6) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、文化スポーツ振興部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第5条 委員会は、候補者を選定する場合には、選考基準に基づき審議し、区長に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ振興部文化観光課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。